		1/2/= - 1 - 2/ - 1/ - 2/ - 2/ - 2/ - 2/ - 2/
項	目	テレビジョン受信機用ブースターの輸入後におけるオプショ
		ンユニットの追加

1 内容

自社で設計・開発した製品(テレビジョン受信機用ブースター)を、海外製造事業者に生産委託し輸入し販売しています。この輸入した製品にD-ONU(光信号を電気的デジタル信号に変換する装置)を組込み「テレビジョン受信機用ブースター」として出荷することを検討しております。

この場合、テレビジョン受信機用ブースター及びD-ONU共に、当社が設計・開発した製品であり、また、D-ONUを組み込んだ製品の電気用品名に変更がないことから、製造事業の届出を行い、製造事業者としての義務を履行する必要はなく、自社の責任において販売可能と考えて問題無いでしょうか。

2 回答

輸入した「テレビジョン受信機用ブースター」に、D-ONU(光信号を電気的デジタル信号に変換する装置)を組込み新たな「テレビジョン受信機用ブースター」を完成させる行為は、「テレビジョン受信機用ブースター」の製造行為に該当することから、製造事業の届出を行い、製造事業者としての義務を履行する必要があります。